

令和2年3月 定例会（第1回）会議録（抜粋）

○2番（青山雅紀君） 皆さん、おはようございます。公明党千葉市議会議員団の青山雅紀でございます。通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

初めに、安全・安心なまちづくりにつきまして、森林の伐採に係る届出書についてお伺いいたします。

森林は、木材等の林産物の供給や水源の涵養、地球温暖化の防止、さらには生活環境や生物多様性の保全など、様々な役割を果たす市民にとって貴重な財産であります。

そのような中、近年では、放置された森林も増加傾向にありますことから、その保全と管理が大きな課題となってきております。

こちらは、先般より議会にて取り上げられています高根グリーンタウン、高根団地両自治会を上空から見た写真であります。

1)番のK社を初め、現在では約8割の森林が伐採されていますが、もともとは、このように、森林が多かったのがよく分かります。そこで、このような森林の伐採につきましては、その目的とされる行為により、様々懸念されることも多いことから、今回取り上げさせていただきました。なお、質問に取り上げます対象となる土地は、全て市街化調整区域における事案とさせていただきます。

それでは、お伺いします。

1つに、市街化調整区域内の土地を購入し、その土地を森林以外の用途を目的として樹木を伐採したい場合、どのような書類の提出が必要なのか、その手順について。

2つに、市街化調整区域の中にある農地をそれ以外の用途に転用する場合の手順について。以上、2点お聞かせください。

次に、金属スクラップヤードについてお伺いします。

昨年の第4回定例会において、若葉区の17地区連絡協議会の全自治会長より提出された金属スクラップ業者を適正に指導管理し、環境保持と地域住民の安全・安心な生活が継続できるよう実行力のある規制を実施することを求める金属スクラップの適正管理に関する請願が全会一致で採択送付と議決されたことは、皆様も御存じのことと思いますが、その後も、様々な問題が引き続き起こっていることから、市民は不安な思いを日々抱いているところであります。

金属スクラップヤードにおける様々な問題と課題につきましては、過去より先輩議員の皆様が取り上げてこられ、先般の代表質疑の答弁においては、条例化に向けた方針が示されたところでありますが、今回、私からは、特に検討していただきたい市民からの意見、要望を取りまとめて質問させていただきます。

さて、千葉県には、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例があります。この条例制定は、千葉県は、約 500 か所の特定自動車部品を扱うヤードが存在し、その一部のヤードが国際犯罪組織による盗難自動車の解体や不正輸出の作業場となっていることに起因すると言われていています。

県民の生活環境に悪影響を及ぼしたり、平穏な生活を脅かしたりするヤードに対する適正化を図るため、条例の違反者に対して罰則を設けた全国初の条例として、平成 27 年 4 月に施行されたと伺っております。

また、県のホームページには、一部のヤードが不法滞在外国人の稼働や集まり場所、また薬物の使用や隠匿場所として使用され、犯罪の温床となっている実態が治安上の脅威となっている旨が掲載されております。

千葉県警では、ヤードの実態解明と不法ヤードに対し各種法令を適用した検挙、解体を徹底する等、総合対策として不法ヤード化の防止に取り組んでいると伺っております。

市民の皆さんからは、金属スクラップヤードについても、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例の対象に含まれるのではとの問い合わせを多くいただくのですが、千葉県の条例で対象となっているヤードは、あくまでも盗難自動車を解体して不正な輸出をしたり、不法滞在により外国人のたまり場になる等の犯罪の温床になる場合があることから設置された条例であり、自動車の盗難犯罪などにつながる行為ではない有価物の取り扱いとされている金属スクラップヤードは別の業種であり、条例の対象には含まれず、騒音や異臭などの問題は多々ありますが、この千葉県の条例では警察が取り締まる法規制の対象にも該当していません。

また、金属スクラップヤードにおける違法行為とはどのような行為を指すのか、都市局建築指導課へ確認したところ、市内 74 か所あるヤードのうち、ほぼ全てのヤードが都市計画法第 43 条による市街化調整区域内における無許可の違法建築物の建設が違法行為に当たるとのことでありました。

そこで、初めにお伺いします。

市議会からの要望や自治会からの請願を踏まえ、金属スクラップヤードにおける違法行為について、本市はどのように対応しているのか、お聞かせください。

こちらは、先ほども紹介しました高根グリーンタウン、高根団地地域の上空写真ですが、両自治会内には、既に御存じのとおり、数多くの金属スクラップヤードが立地しています。1)番のK社は、自治会の境界に隣接しているのがよく見てとれます。

このように、森林や山林を伐採してヤードが完成していくわけではありますが、この黒い線で囲っているのが高根地区に立地されている現在における複数のヤードが集中している範囲であり、大変大きな規模となっていることが確認できます。

地図 2)番のN社は、昨年7月に火災があったヤードであります。このような金属スクラップヤードから出火すると、消防隊による懸命な消火活動にもかかわらず、鎮火まで長時間に及ぶ場合が多く、そのことがヤード火災の特徴となっています。

私は、平成30年第3回定例会にて、更科町で発生した火災について触れ、金属スクラップヤードにおける火災未然防止対策として、有害使用済み機器の保管等をする事業所への指導について取り上げ、違反が認められた場合には、廃棄物処理法に基づき改善指導を行うとの答弁をいただきましたが、万一火災が発生した場合には、事業者に対し、いち早く消火体制を取らせることが重要であり、金属スクラップヤードへの有効な防火対策を図ることは最大の急務であります。

そこで、1つに、過去3年間の金属スクラップヤード火災の発生件数とその主な出火原因について。

2つに、金属スクラップヤード火災の消火活動上の負担について。

3つに、金属スクラップヤードの防火対策及び今後の指導についてお伺いします。

次に、環境問題についてであります。金属スクラップヤードで働く従業員などの宿舎らしき建物が敷地内に設置されていることがあり、地元で相談なく自治会が管理するごみステーションに宿舎や事務所などから排出されるごみを捨てたり、民地への不法投棄や野焼きなどの違法行為をしているケースもあると聞いております。また、異臭、騒音などによる苦情も相次いでいることから、対策が必要と考えます。

そこで、近隣ごみステーションやその周辺民地への不法投棄を防止するための対応についてお伺いします。

次に、災害に強いまちづくりのうち、仮設給水栓スタンドパイプの活用についてお伺いします。

近年、日本における自然災害は様相が大きく変容してきていることから、気候変動の影響を踏まえたより強靱な防災・減災対策が求められています。

国では、2020年度が防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策の最終年度になることから、インフラの老朽化対策も含めた2021年以降の予算確保が求められているところであり、さらに、SDGsとパリ協定の目標達成期限がともに30年であることから、これからの10年間における取組はまさに我々人類にとりましても、重要な分岐点になると言われています。

本市では、令和元年に発生した台風による甚大な被害体験を教訓とした、災害に強いモデル都市の実現に向け、電力、通信、土砂災害、冠水等、災害時における安全確保及び民間企業等との連携拡大など、五つの柱に基づいた千葉県災害に強いまちづくり政策パッケージを策定されたところであり、次なる災害に備えるための新たな本市の取組を高く評価するところでもあります。

そこで、今回、私はその政策パッケージにおいても検討されています、災害発生時における飲料水の確保策として、仮設給水栓スタンドパイプについて取り上げさせていただきました。

スタンドパイプにつきましては、平成 27 年第 4 回定例会にて取り上げまして以降、初期消火資機材として自主防災組織等が購入する際の資機材補助の対象に加えられ、消防、防災訓練等での様々な活用等を通し幅広く周知されています。また、大規模災害が発生した場合、行政による応急給水にも限界があることが想定されるため、住民自らの手で水道水の確保ができるよう、仮設給水栓としての活用も提案させていただきました。

本市では、平成 29 年度より、このスタンドパイプは、毎年 26 基ずつ各区役所に配備を進めていただき、令和 2 年度は 27 基が追加され、合計で 105 基が整備されると伺っております。

そこでお伺いします。

1 つに、災害時の給水対策の中で仮設給水栓の役割をどのように考えておられるのか、本市の見解について。

2 つに、仮設給水栓はどこに設置するのか、また、その手順について。

3 つに、仮設給水栓に関する教育や訓練についてお答えください。

次に、民間企業との災害時応援協定についてお伺いします。

災害発生時における初期段階におきまして、飲料水を確保することについては、先ほど取り上げました仮設給水栓の設置をはじめ、その対策は非常に重要であります。

また、被災時は、本庁舎には災害対策本部が設置され、被災した市民を支援する総合防災拠点となりますが、被害が甚大な場合は、帰宅困難者を含め、本庁舎や市内公共施設には様々な方々が避難されてくることも想定されることから、私は、このような公共施設に設置している飲料自動販売機を災害時における飲料水確保の一つとして有効活用できないかと考えています。

そうした中、災害時において、スイッチを切り替え、人がボタンを押すだけで飲料を無料で提供できる機能を有している災害対応型自動販売機もあると伺いました。また、東日本大震災では、缶やペットボトルの飲料は、各地で商品不足が発生したことにより、災害対応型自動販売機に飲料を補充することがかなわず、その能力を満足に果たすことができなかったことを教訓に、近年では、災害対応型自動販売機の稼働を停止させることなく、被災者に飲料を無料で提供できるようにと、飲料メーカーとの災害支援協定を締結する自治体が増えてきているとのことです。

そこで、今回提案させていただきたいのがカップ式の災害対応型自動販売機の導入と、併せて災害支援協定の締結であります。

災害時における紙カップ式自動販売機の有効性につきましては、通常、電気と水道さえ確保されれば、氷入りの冷たい飲み物やコーヒーなどの温かい飲み物を提供できるだけでなく、たとえ自動販売機内の粉末パウダーが品切れしたとしても、水やお湯の提供は継続して可能であり、薬の服用水や粉ミルク用のお湯としても利用が可能であることから、その有効性は高いものと思われまます。

また、備蓄スペースについても、例えばペットボトル 1,000 本分の体積と重さはかなりのものになりますが、それに対して紙カップ式の場合は、原材料が粉末のため軽くてコンパクトであり、わずか 10 キロの原材料でペットボトル 1,000 本分に相当するとのことでありまます。

さらに、紙コップは、哺乳瓶のないときでも飲み口を変形できるため、衛生的に簡単に粉ミルクをお子さんに飲ませてあげることが可能であります。

また、東日本大震災の際、災害支援協定を締結していた宮城県では、6 か所の避難所に配備されていたカップ式自動販売機 8 台により、127 日間にわたり、合計で 35 万杯分の温かい飲料を提供した実績があり、避難所に身を寄せた人々からは、飲料の支援物資は各方面から届くけれども、ほとんどがペットボトルで冷たいもの、寒いときに温かい飲料はとてもありがたかったという喜びの声が寄せられたとお聞きしております。

そこでお伺いします。

1 つに、本庁舎にある自動販売機は何台あるのか、お伺いします。

2 つに、本庁舎に設置されている自動販売機の中には、災害時に飲料だけでなく水やお湯等も無料で提供できる災害対応型の自動販売機は設置されていますか。

3 つに、本庁舎にある自動販売機は、災害支援協定を締結しているのでしょうか。

以上、3 点お伺いします。

次に、防犯街灯について、昨年第 3 回定例会での一般質問において町内会に属さない区域への設置について取り上げさせていただき、本年 4 月から地区町内自治会連絡協議会を補助対象にするための見直し作業を現在進めていただいているとお聞きしております。当局の迅速な対応に感謝申し上げます。

そこで、今回は、この問題とは別に、防犯街灯補助事業に関する地域からの声と災害対応についてお伺いします。

まず、防犯街灯補助事業に関してですが、防犯街灯については、平成 29 年度に LED 化を図った際にリース契約となっており、リース対象については修繕等のメンテナンスも含まれているとお聞きしておりますが、地域住民から、どの部分がリース対象なのかわかりにくいとの声をいただいております。また、災害への対応についてであります。昨年、千葉県を中心に大きな被害をもたらした台風 15 号や 19 号などを原因として、防犯街灯も柱が曲

がったり倒れたりという被害があったということで、その補修への対応について地域住民から相談を受けております。

そこでお伺いします。

1つに、防犯街灯に関し、どの部分がリース対象で、防犯街灯の柱はその中に含まれているのか。

2つに、昨年の台風被害を原因とした防犯街灯の柱の被害とその対応について。

2点お聞かせください。

以上で1回目の質問を終了いたします。御答弁よろしく願いいたします。（拍手）

○**経済農政局長（加瀬秀行君）** 森林の伐採に係る届出書についてのうち、所管についてお答えします。

市街化調整区域内の土地を購入し、森林以外の用途を目的として樹木を伐採したい場合、どのような書類の提出が必要なのか、その手順についてですが、地域森林計画の対象となっている民有林の伐採を行う場合は、事前に伐採及び伐採後の造林の計画の届出、いわゆる伐採届を提出することが義務づけられています。

なお、伐採する面積によって必要な手続は異なり、0.3ヘクタール未満の場合は本市に伐採届の提出が、0.3ヘクタール以上1ヘクタール以下の場合は、千葉県に小規模林地開発行為の届出及び本市に伐採届の提出が、1ヘクタール超の場合は、県に林地開発行為の許可申請が必要となります。

伐採届に必要な添付書類は、位置図、求積図、公図の写し、計画平面図の4点となります。以上でございます。

○**農業委員会事務局長（松浦良恵君）** 森林の伐採に係る届出書についてのうち、所管についてお答えいたします。

市街化調整区域の中にある農地をそれ以外の用途に転用する場合の手順についてですが、本市において、2ヘクタール以下の市街化調整区域内の農地を転用する場合は、農業委員会の許可が必要となります。許可に当たっては、まず農地の集団性や周辺の市街化の状況などから、許可可能な農地であるかを判断する立地基準、また、転用して行う事業の確実性や事業者の資力などを判断する一般基準に適合しているかを確認した上で、現地調査を実施いたします。その結果、許可要件を満たしているものについて、農業委員会総会において審議し、許可の決定を行うことで、農地の転用が可能となります。

なお、2ヘクタールを超える転用の場合は、千葉県知事の許可が必要となります。

以上でございます。

○**環境局長（米満 実君）** 金属スクラップヤードについてのうち、所管についてお答えいたします。

まず、市議会からの要望や自治会からの請願を踏まえ、違法行為について本市はどのように対応しているのかについてですが、これまで各局において所管法令等に基づき個別に対応してきた体制を改め、昨年10月からは、環境局、都市局、消防局3局での合同立入調査を開始し、特に問題と思われる事業所については、法令遵守状況を確認し、必要に応じて是正指導を実施しております。

また、11月には、3局で再生資源物堆積場対策会議を立ち上げ、これまでに23件のヤードに合同立入調査等を行っているところであり、さらに本年2月からは、他の関係部局も交え、再生資源物堆積場に対する指導マニュアルの策定、立入頻度の増加や関係団体への協力要請などについて指導強化に向けた検討を進めているところでございます。

最後に、近隣ごみステーションや周辺民地への不法投棄を防止するための本市の対応についてですが、ごみステーションへの不法投棄の抑止を目的として、監視カメラの設置を希望する町内自治会などへ貸出しをする事業や職員及び民間警備会社の監視パトロールにより、民地を含め不法投棄や野焼きなどの不適正処理の早期発見、早期解決に努めているところでございます。

なお、金属スクラップヤードの宿舍や事務所などから排出される事業活動に伴うごみが地元自治会が管理するごみステーションなどへ不適正に排出されている場合には、行為者を特定し、許可業者と契約させるなど、廃棄物の適正処理について指導しております。

以上でございます。

○消防局長（兼巻重義君） 金属スクラップヤードについてのうち、所管についてお答えします。

まず、過去3年間の金属スクラップヤード火災の発生件数とその主な出火原因についてですが、市内の金属スクラップヤードにおける火災は、本年2月末までの3か年で6件発生しています。

次に、主な出火原因ですが、金属スクラップに混在しているリチウムイオン電池が集積物自体の重量や搬入時の衝撃、雨水などの影響からショートし、出火に至ったものでございます。

次に、金属スクラップヤード火災の消火活動上の負担についてですが、金属スクラップ火災の特性から、上部から放水を行っても深層部まで有効な放水が行き届かず、重機等によりスクラップを取り除きながら消火活動を行う必要があることから、長時間の活動かつ大量の放水を要することが多くなっており、消防隊が現場到着してから鎮火までの活動時間及び放水量について、建物火災と金属スクラップ火災を比較した場合、同活動時間は、建物火災の約18倍の13時間、放水量は約50倍の1,870立方メートルとなっております。

また、火災の中期には、消火栓の使用による生活用水への影響も考慮し、河川や池などの自然水利を活用した水源を確保することから、長距離のホース延長などを行うなど、建物火災における消火活動と比較し、隊員の負担も大きくなっております。

最後に、金属スクラップヤードの防火対策及び今後の指導についてですが、金属スクラップヤードの火災原因の多くが収集物に混在しているリチウムイオン電池に強い衝撃や圧迫など機械的な要因がきっかけとなりショートし、発火に至っていることから、搬入時におけるリチウムイオン電池などと延焼の媒介となる可燃物を分けることとあわせ、消火活動の困難性を考慮した収集物の積み上げ高さの制限や集積単位の一定の離隔、さらに消火器具による初期消火が図られるよう従業員に対し強く指導してまいります。

また、金属スクラップヤードへの立入検査を継続して実施し、当該ヤード内における消防法令違反を現認した際は、警告や命令といった違反処理を徹底、強化してまいります。

以上です。

○総務局長（山田啓志君） 仮設給水栓スタンドパイプの活用についてお答えいたします。

まず、仮設給水栓の役割をどのように考えているのかについてですが、災害発生時の飲料水は、備蓄しているペットボトルや蛇口つき受水槽、給水車による給水、仮設給水栓の設置などにより確保することとしております。

仮設給水栓は、消火栓や排水栓にスタンドパイプ等の資機材を設置することにより、破損していない水道管の水をそのまま活用することができ、1基当たり1時間約2,000リットル以上という非常に高い給水能力が見込まれるという特長があります。このことから、通水が確認できる地域においては、給水活動の中で非常に重要な役割を担うものと考えております。

次に、仮設給水栓はどこに設置するのか、また、その手順についてですが、仮設給水栓は、県企業局の給水区域内において、避難所の近くの消火栓または排水栓に設置することを予定しております。

災害発生時には、県企業局が水道管の通水状況を確認した上で、市職員が区役所等にある資機材を搬入して仮設給水栓を設置します。その後、避難者や地域住民に仮設給水栓の開設についてお知らせし、水を受け取りに来ていただくこととしており、給水開始は発災後おおむね4日目以降としております。

最後に、仮設給水栓に関する教育や訓練についてですが、災害発生時に円滑に運用できるようにするため、教育や訓練を継続的に実施することは重要であると考えており、毎年、九都県市合同防災訓練の中で仮設給水栓を設置する訓練を実施しております。

以上でございます。

○財政局長（小池浩和君） 民間企業との災害時応援協定についてお答えします。

まず、本庁舎にある自動販売機は何台あるのかについてですが、公募により設置している自動販売機は、本庁舎に3台、議事堂棟に2台、計5台であります。

次に、災害対応型自動販売機は設置されているのかについてですが、本庁舎及び議事堂棟には、災害対応型自動販売機を設置しておりません。

最後に、本庁舎にある自動販売機は災害支援協定を締結しているのかについてですが、本庁舎及び議事堂棟にある自動販売機については、災害支援協定は締結しておりません。

以上でございます。

○**市民局長（曾我辺 穰君）** 防犯街灯被害への対応についてお答えします。

まず、防犯街灯について、どの部分がリース対象で、防犯街灯の柱は含まれているのかについてですが、防犯街灯LED化事業においては、本市との契約に基づき電柱や独立柱に事業者が新たに設置したLED照明灯具、配線その他の関連機器がリース対象物品となっており、灯具を取り付ける独立柱は対象となりません。

最後に、昨年の台風災害を原因とした防犯街灯の柱の被害とその対応についてですが、これまでに38本の独立柱の被害が報告されており、このうち、本年1月末までに33本について補助申請があり、今月中に修理が完了する予定です。

以上でございます。

○**2番（青山雅紀君）** 御答弁ありがとうございました。

2回目は、まず初めに、安全・安心なまちづくりの森林伐採に係る届出書についてお伺いします。

1回目の質問において、市街化調整区域内にある森林や農地である土地を購入した方がその行為の目的として樹木を伐採したい場合と農地を転用したい場合において、必要とされる書類及びその手順について比較するために確認をさせていただきました。

スクリーンをごらんください。

森林の伐採が必要な場合、御答弁では、0.3ヘクタール未満の場合は、千葉市農政センターへ伐採届を提出。0.3ヘクタール以上1ヘクタール以下の場合は、県に小規模林地開発の届出及び千葉市農政センターへ伐採届を提出。それ以上の1ヘクタールを超える場合は、県に林地開発行為の許可申請が必要とのことでありました。

こちらは、千葉市農政センターへ提出する0.3ヘクタール未満の土地の伐採届の項目記入欄ではありますが、この中に、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合の用途欄に、その森林の伐採後の用途、いわゆる伐採する目的を記入することとなっております。

例えば、太陽光の場合は、太陽光発電設備と記入します。また、金属スクラップヤードの立地の場合は、資材置場と記入しますが、添付書類と一緒に届ければ、それ以上の審査や確認等はなく、受理されることになっています。

スクリーンをごらんください。

一方、0.3ヘクタールを超えるものについては、県において災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の4要件の審査が実施されることとなります。また、農地を転用する場合においても、御答弁より農業委員会の許可が必要であり、許可が可能な農地であるかを判断する立地基準や転用して行う事業の確実性や事業者の資力など、一般基準に適合しているかを確認した上で、現地調査が行われ、農業委員会総会にて審議され許可の決定が行われるとのことであります。

このように、スクリーンにありますとおり、同じ資材置場としての土地の転用手続において、森林伐採は届出制であります。一方の農地転用は許可制であり、提出書類が多岐にわたっております。

そこで、0.3ヘクタール未満における農政センターへの伐採届について、県の林地開発制度における4要件の審査や農地転用における必要書類の添付等と同水準まで引き上げられないか。さらには、申請時の段階からもう少し何らかの取り決めや対応及びその行為の目的等を詳しく確認等ができないかと考えます。

そこでお伺いします。

本市における伐採届について改善が必要と思っておりますが、本市の見解をお聞かせください。

次に、災害に強いまちづくりのうち、仮設給水栓スタンドパイプの活用についてですが、自助、共助の意識向上において、地域における防災力の向上が求められているところから、近年では、自治会館は地域の防災拠点として非常に重要な存在となってきております。

御答弁より、仮設給水栓の設置につきましては、災害発生時に避難所の近くの消火栓または排水栓に設置するとのことでありますが、地域での防災訓練に参加させていただいた際に、高齢者の方や障害をお持ちの方、また、介助の支援が必要な方などから、避難所までの移動距離が長くて移動するにも大変な場合があり、自治会館へ避難できないかとの意見を多くいただきます。

そこで、今定例会での我が会派の代表質疑において、町内集会所を自主的な避難所として活用する見解が示されたところでありますが、給水箇所まで遠いところにお住まいの方々への対応として、断水している地域の自治会館に仮設給水栓の配備ができないかと、要望を多数受けております。しかしながら、自治会館は避難所に指定されていないため、現状では困難かと思われま。

そこで、次なる災害に備え、希望される自治会からの申請により、自治会館を避難所として指定していただくことはできないでしょうか、見解をお聞かせください。

次に、民間企業との災害時応援協定についてですが、災害時、被災時におきましては、本庁舎や各公共施設には様々な方々が避難されてくることが想定されますことから、1回目の質問において、本庁舎の自動販売機の現状について確認をさせていただきました。

御答弁では、本庁舎及び議会棟では、現在地下1階にあります売店業者側が設置している自動販売機は除きまして、市が公募により設置している自動販売機は3台、議会棟に2台の計5台であり、災害対応型自動販売機の設置はなく、また災害支援協定は締結していないとのことでありました。

災害対応型紙カップ式自動販売機は、広島での土砂災害や常総市の水害でも、避難所にて住民に貢献したとのこと。また、熊本地震でも、災害協定締結先の医療機関においても役立ったとのことであり、各地より派遣で来た災害派遣医療チームDMATの皆さんもお湯の提供は大変に助かったと喜ばれていたと伺っております。

スクリーンをごらんください。

また、八街市では、昨年の風水害において、市役所、スポーツプラザ、中央公民館、市内3か所の公共施設において、合計で1,853杯の無償提供がなされたとお聞きしております。そこでお伺いします。

1つに、災害対策の一つとして、本庁舎の自動販売機の公募条件に災害対応型カップ式自動販売機の導入を追加することについて、本市の見解をお聞かせください。

2つに、本市も災害時対応型紙カップ式自動販売機を活用した災害時応援協定の締結を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上で、2回目の質問を終了します。御答弁よろしく願いいたします。

○**経済農政局長（加瀬秀行君）** 2回目の御質問にお答えします。

森林の伐採に係る届出書についてお答えします。

伐採届について改善が必要と思うが本市の見解はについてですが、伐採届の改善については、森林法に基づく全国統一の事務であることから、千葉県や他市町村の状況を研究するとともに、庁内の関係部署と情報共有を図ってまいります。

以上でございます。

○**総務局長（山田啓志君）** 初めに、仮設給水栓スタンドパイプの活用についてお答えします。

町内自治会集会所の避難所への指定についてですが、指定避難所までの距離が遠い地域などにおいて、町内自治会集会所を避難者の受入先として活用したいとの御要望があることは承知しております。避難が必要な市民が避難できる場所を十分確保する上で、町内自治会集会所等の身近な施設を活用することは有効であることから、住民の皆さんの御要望を踏まえ、

その位置づけや避難所運営委員会との連携体制、備蓄品の配置等の支援の在り方などについて検討してまいります。

最後に、民間企業との災害時応援協定についてのうち、所管についてお答えします。

災害時対応型紙コップ式自動販売機を活用した災害時応援協定の締結についてですが、災害に強いまちづくりを実現するためには、民間企業との連携を拡大していく必要があると考えており、現在、様々な分野で民間企業との連携拡大を進めております。

今後、公共施設に災害対応型紙コップ式自動販売機が導入された際には、湯茶の無償提供など、具体的手法に関する災害時応援協定の拡充について検討してまいります。

以上でございます。

○**財政局長（小池浩和君）** 民間企業との災害時応援協定についてのうち、所管についてお答えします。

本庁舎の自動販売機の公募条件に災害対応型カップ式自動販売機の導入を追加することについてですが、他都市の導入事例等を参考に、次の公募に向け、公募条件に追加することを検討いたします。

以上でございます。

○**2番（青山雅紀君）** 御答弁ありがとうございました。3回目は、順番を変えて災害に強いまちづくりから、意見と要望を述べさせていただきます。

初めに、仮設給水栓スタンドパイプの活用に関しましては、設置や使用方法について市民への周知を図るため、地域における防災訓練でも活用すべきと考えます。御検討いただきたく要望しておきます。

次に、自治会館を指定避難所にする提案をさせていただきましたが、御答弁より、地域住民の要望を踏まえ、その位置づけや避難所運営委員会との関係、また、備蓄品の配置等の支援の在り方も含め、御検討いただけるとのことであります。

また、自助、共助への取組として、緊急時の連絡手段の確保として自治会館に無線機を設置する自治会も見受けられることから、併せて無線機の設置に対する補助などについても検討いただきたいと思います。

これにより、本市の防災力の強化はもとより、地域での自助、共助の促進と啓発がさらに進められることを期待しております。

次に、民間企業との災害時応援協定については、災害対応型カップ式自動販売機の導入について、本庁舎の次の公募に向けて条件の追加を検討していただけるとのことであり、災害時応援協定の締結につきましても、湯茶の無償提供などに関し検討いただけるとの御答弁をいただきました。災害発生時において、本庁舎や市内公共施設には大勢の市民が身を寄せることになることも想定されますことから、ぜひ進めていただきたく要望いたします。

次に、昨年の台風災害を原因とした防犯街灯の被害については、御答弁より、38本の防犯街灯の柱が傾いたり、倒壊したとのことであります。

防犯街灯のリース契約によるメンテナンス対象は、契約に伴い新たに設置した機器のみが対象ということでしたが、既存の施設ではありますが、防犯街灯の柱についてもリース契約に含めてもらいたいとの地域住民からの意見があることを知っていただきたいと思っております。

また、防犯街灯の柱の修理に補助制度が活用できることは承知しておりますが、災害に起因する被害については、災害規模が大きいと広範囲に及ぶことが想定されます。修理対象の数が余りにも大きくなりますと、幾ら補助があるといっても、町内会の予算が足りずに対応し切れないことも予想されます。

自治会館の修繕につきましては、本市では、被災直後より千葉市町内自治会集会所建設等事業補助金制度の要綱を改正し、破損した自治会館の修繕に係る費用を助成していただいております。また、先ほど、自治会館も避難所としてのその位置づけについて御検討をいただけたとの御答弁をいただきました。自治会内における防犯街灯についても災害時に対応した補助制度となるよう検討していただき、地域における防災対策がさらに強固なものになりますことを要望します。

次に、安全・安心なまちづくりのうち、森林の伐採に係る届出書についてであります。スクリーンをごらんください。

ここで、宮崎市の取組を紹介いたします。こちらは、本市と宮崎市で使用されている伐採届であります。まず、表面についてであります。千葉市では、届出人のみを記入することになっておりますが、宮崎市では、それ以外に提出者、権原を有する者、伐採事業者等4名の記入が必要となっております。少し見にくいかも知りません。これにより、届出に関する責任者をはっきりと確認することができます。

また、書類には、黄色線のところでありますけれども、遵守事項を確認し、伐採することを誓約しますと記載されております。また、裏面には、その遵守事項が付け加えられており、確認欄にチェックを入れるように作成されています。

このように、宮崎市では、宮崎県の作成した事務処理等マニュアルに基づき、国の統一書類に遵守事項を付け加えて作成しています。

本市では、御答弁より、伐採書の届出の改善については、森林法に基づく全国統一の事務であることから、県や他市町村の状況を研究していくとのことでありますが、宮崎市の伐採届を参考にいただき、違法ヤードが立地されることのないよう、遵守事項の追加を要望いたします。

スクリーンをごらんください。

追加事項は、まず 1)番、森林伐採における届出については、現在の届出人の記載だけでなく、権原者本人が届出する場合は住民票を添付することとし、届出者が代理人の場合は権原所有者本人の住民票と委任状を添付する。また、権原所有者、伐採事業者の記入欄を設け、宮崎市と同じように各責任者を明確に確認できるようにする。

次に、2)番、森林以外の用途に供される届出の場合については、違法行為を行わない等の誓約書を添付。特に届出が資材置場の場合については、違法行為を行わない等を届出書に明確に記載することが必要であります。

次に、3)番、地元自治会に事業の説明を届出を提出する前に行うことが必要であり、地元説明会の開催の義務づけは重要だと考えます。

以上のことから、金属スクラップの立地やそのほか、その目的とされる行為については、申請時における初期段階より、しっかりと管理と確認をしておくことが必要と考えます。

最後に、金属スクラップヤードについてであります。1回目の質問で、市議会からの要望や自治会からの請願を踏まえた本市のこれまでの対応について伺いました。御答弁では、所管法令等に基づいた各局個別の対応体制を改め、昨年 10 月からは 3 局合同の立入調査を実施し、11 月には、3 局で再生資源物堆積場対策会議を立ち上げ、これまでに 23 件のヤードに合同立入調査を行っていることを確認しました。

また、本年 2 月からは、再生資源物堆積場に対する指導マニュアルの策定に向け検討を進めているとのこと、しっかりとした指導強化に向けた取組を要望します。

また、金属スクラップヤードにおける火災についてであります。御答弁より、過去 3 年間の 6 件の火災における出火原因は、主にリチウム電池が原因とのことですが、消防隊が現場到着してから鎮火までの活動時間及び放水量について建物火災と比較しますと、活動時間は約 18 倍の 13 時間、また、放水量は約 50 倍の 1,870 立方メートルとなっているとのことでした。

このようなヤードが一旦火災が起きれば、生活環境に与える保全上の支障が多分に生じる可能性も十分に考えられますことから、リチウム電池などの分別指導の徹底、また、消火活動の困難性を考慮した収集物の積み上げの高さの制限やさらには従業員への初期消火における指導の強化を求めておきます。

また、本店がある企業において、支店の新規設置などについては、特に本店所在地において違法行為がなされていないかなどの確認が必要であり、各局情報共有のもと、総合的に判断すべきであります。しっかりと対応願います。

次に、敷地内に赤い線を引いている地番や登記簿がない昔からある道、いわゆる赤道であります。地元でも犬の散歩やジョギングなどに使用されておりましたが、ヤードの開発行為が進むにつれ、現在は利用する住民も少なくなってきました。この赤道の管理につい

ては、まず、申請なしに自由に利用されていないか確認すべきであり、払い下げについても、地元自治会の同意が必要とされています。

そこで、先ほどの御答弁より、昨年10月より3局合同の立入調査を実施しているとのことですが、このような赤道についても、しっかりと管理をしていただきたいと要望します。

私は、有価物の取り扱う事業を否定しているわけではございません。また、ヤードを建設すること自体は違法性がないわけであります。ただ、ルールを守って事業を行っている企業もあります。

そこで、現在検討されています、再生資源物堆積場に対する指導マニュアルの策定については、冒頭に触れました森林伐採や農地転用時における確認及び地元自治会への事業の説明会の実施を義務づけなど、初期段階より各所管連携における情報共有の一元化は必要であります。

また、土地所有者と事業を行う者にかかわらず、違法行為は認めないことが大事であり、特に名義貸しや複数に転貸などの行為がなされていないかの確認は重要です。

さらに、金属スクラップ運搬時における大型車両の走行による騒音、振動、道路の破損に関する問い合わせも後を絶ちません。

そこで、巡回に行くときは、各所管一緒に行動してほしいというのが市民の願いであり、特に合同立入調査は、ヤードが出来上がってから行くのではなく、設置早期の段階からの行動が重要であります。

以上、種々申し上げましたが、本市の安全・安心なまちづくりに向けた取組に期待しまして、私の一般質問を終了します。

長時間の御清聴、大変にありがとうございました。（拍手）